

遠野市売れる農畜産物生産支援事業一覧表（概要版）

事業種目		交付対象経費	補助額又は補助率	事業内容	対象者
ハウス導入支援事業	新規パイプハウス導入事業	パイプハウスの新規導入に要する経費	1棟当たり1/2 100万円を上限	認定新規農業者、認定農業者、新規作目を導入する農業者及び積極的に生産拡大に取り組む農業者が、野菜、果樹、花きの栽培を目的とするパイプハウス（水稻育苗、機械置場を除く。）の導入に係る経費に対し支援する。	個人または団体
	遊休パイプハウス活用事業	遊休パイプハウスの移転に要する経費	1棟当たり10万円以内		
重点推進品目産地育成支援事業	ニラ栽培支援事業	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等がニラの産地化を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を維持する場合に係る経費に対し支援する。	生産団体
	アスパラガス栽培支援事業	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等がアスパラガスの産地化を図るため、新規に栽培する場合又は栽培面積を維持する場合に係る経費に対し支援する。	生産団体
	ハウレンソウ栽培支援事業	遮光資材、播種機等の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等がハウレンソウの産地化を図るため、周年栽培に必要な資材等の購入に係る経費に対し支援する。	生産団体
	ピーマン栽培支援事業	種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等がピーマンの産地化を図るため、新規に栽培に取り組む場合又は栽培面積を拡大する場合に係る経費に対し支援する。	生産団体
	ネギ栽培支援事業	10アール以上の栽培面積を有し、省力化に必要な機材等の購入に要する経費	交付対象経費の3分の1に相当する額以内の額。ただし、団体あたり150万円を上限とする。	団体等がネギの産地化を図るため栽培に取り組む場合に係る経費に対し支援する。	生産団体
契約野菜栽培導入支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等が契約栽培の普及及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する。	生産団体
花き栽培支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等が花き栽培の普及及び拡大を図るため、新規に栽培に取り組む場合又は栽培面積を拡大する場合に係る種苗購入経費、及び栽培に必要な資材購入経費に対し支援する。 対象品目：トルコギキョウ、カンパニュラ、小菊	生産団体
山菜等生産拡大支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等が遊休農地等の利活用と生産性の向上を図るため、特用林産物等の種苗等及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する。	生産団体
遠野伝統野菜生産拡大支援事業		種苗及び栽培に必要な資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等が伝統野菜の栽培及び拡大を図るため、種苗及び栽培に必要な資材の購入に係る経費に対し支援する。	生産団体
遠野農業元気アップチャレンジ事業		農業所得の向上に向けた新たな取り組みに要する経費	交付対象経費の1/2 50万円を上限。	団体等が生産現場型農業への転換を図るため自らの創意工夫により生産力の向上、六次産業化等の農業所得の増収を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する。	生産団体
内水面生産拡大支援事業	稚魚導入支援事業	稚魚の購入に要する経費	交付対象経費の1/2以内	団体等が淡水魚の生産拡大及び経営の安定を図るため、稚魚の購入に係る経費及び販路開拓の取組に係る経費に対し支援する。	生産団体
	販路拡大支援事業	販路開拓の取組に要する経費	交付対象経費の1/2以内		
ホップ担い手確保支援事業	家賃補助事業	遠野市外から参入した新規生産者の居住に要する経費	交付対象経費の1/2 月額2万円を上限	ホップ生産の維持及び拡大を図るため、後継者育成及び確保に向けた経費に対し支援する。（最長で2年間）	ホップ関係団体 新規ホップ耕作者
	研修支援事業	遠野市外から参入した新規生産者の栽培技術習得のために要する経費	1人当たり 月額3万円（定額）		
	ホップ圃場及び機械借上支援事業	ホップ担い手を受け入れたホップ圃場及び作業機械の借上げに要する経費	交付対象経費の1/2以内		
畜産パワーアップ事業	簡易畜舎導入事業	遊休パイプハウスを簡易畜舎として導入する場合に要する経費	1棟当たり15万円以内	遊休施設等の有効活用により畜産振興を図り、畜産業の増頭および増収を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し、支援する。	個人または団体
	里山放牧場事業	里山放牧場の整備に関し、電柵線、有刺鉄線、牧柵等の資材の購入に要する経費	交付対象経費の1/2 1箇所当たり25万円を上限		
遠野スタイル六次産業推進事業		商品開発等の六次産業化の実現に要する経費	交付対象経費の1/2 200万円を上限	遠野の農産物等を原材料として新しい商品を開発する等六次産業化を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する事業	生産団体
省力化機械導入支援事業		10アール以上の栽培面積を有し、省力化に必要な機材等を購入する場合に要する経費	交付対象経費の3分の1に相当する額以内の額。ただし、30万円を上限とする。	団体等が園芸品目栽培に係る農作業の省力化を目的とした事業を行う場合に要する経費に対し支援する。	生産団体